

優生保護法訴訟が私たちに投げかけること

「差別のない社会は社会の責任である」(東京高裁裁判長所感)

2024年7月3日に最高裁判所大法廷は、一定の障害を有する者を「不良」なものとし、不妊断種手術等を推し進めた旧優生保護法が日本国憲法に違反していたと判断し、国に対し賠償を命ずる判決を言い渡しました。今回のフォーラムでは、聴覚障害当事者のお三方にご登壇いただき、生の声をお伺いすることで、差別のない社会づくりのために何が必要なのか考える時間にしたいと思います。多くの皆様のご参加をお待ちしております。

第一部 講演 (45 分)

優生保護訴訟大法廷判決の意義と私たちの使命

松田 峻さん (藤岡毅法律事務所 弁護士)

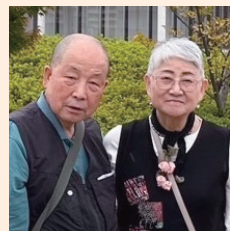


第二部 座談会 (60 分)

優生思想を根絶し、差別のない社会を目指して

尾上 敬子さん・尾上 一孝さん (当事者)

松田 峻さん 手話通訳付き



開催日時 2025年11月23日(日・祝) 午後1:30～4:00

参加費 無料 参加定員 200名 (10月30日から受付開始)

会場 文京区民センター 3-A 会議室 (東京都文京区本郷 4-15-14)

申込方法

右のQRコードからお申し込みください。どなたでも、ご参加いただけます。

問い合わせ先 (事務局)

社会福祉法人 文京槐の会 (北見・松下)
TEL : 03-3943-4300 FAX : 03-3943-4330
E-mail : bunkyo.chiikishien@gmail.com

申込QRコード

